

ガバナンス、連携・統合等に関する資料

趣旨

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

概要

1. 学校教育法の一部改正

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け【第109条第5項】
- ② 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求【第109条第7項】等

2. 国立大学法人法の一部改正

- ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合して国立大学法人東海国立大学機構を創設、同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置【別表第1】
- ② 国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できることとする【第10条第3項等】
- ③ 理事数が4人以上の国立大学法人は、理事に学外者を複数含めるものとする【第14条第2項】
- ④ 国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請すること【第31条の3第2項】等

3. 私立学校法の一部改正

- ① 大学を設置する学校法人は、1. の認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成するものとする【第45条の2第2項】
- ② 大学を設置する学校法人は、財務書類等を公表するものとする【第63条の2】
- ③ 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備【第35条の2等】等

4. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加【第16条第1項】
- ② 2. ④の要請があったときは、1. の認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うこと【第16条第3項】等

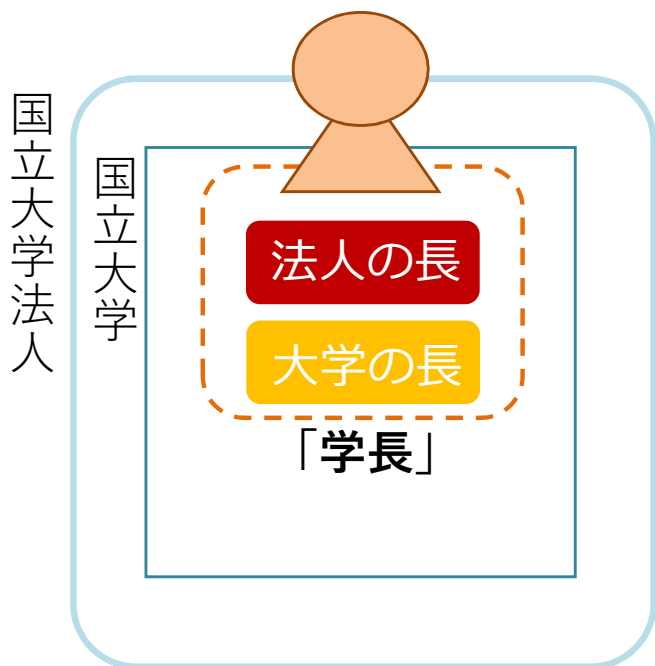
施行期日

令和2年4月1日（ただし、2. のうち国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学の統合に係る準備行為等及び4. ①に係る規定は、公布日）

国立大学法人法の一部改正

現行

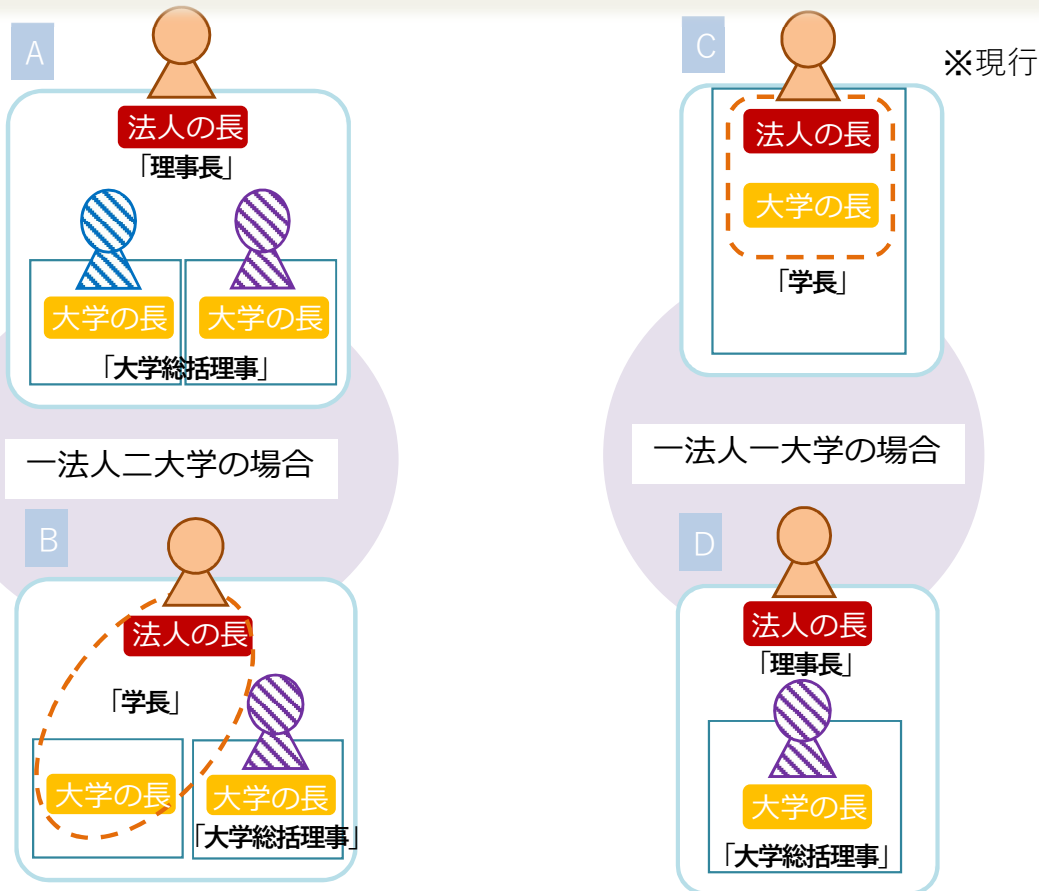
現行は、国立大学法人法上
法人の長と大学の長を兼ねる
「学長」を置く体制のみ



法改正

国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる [【第10条第3項等】](#)



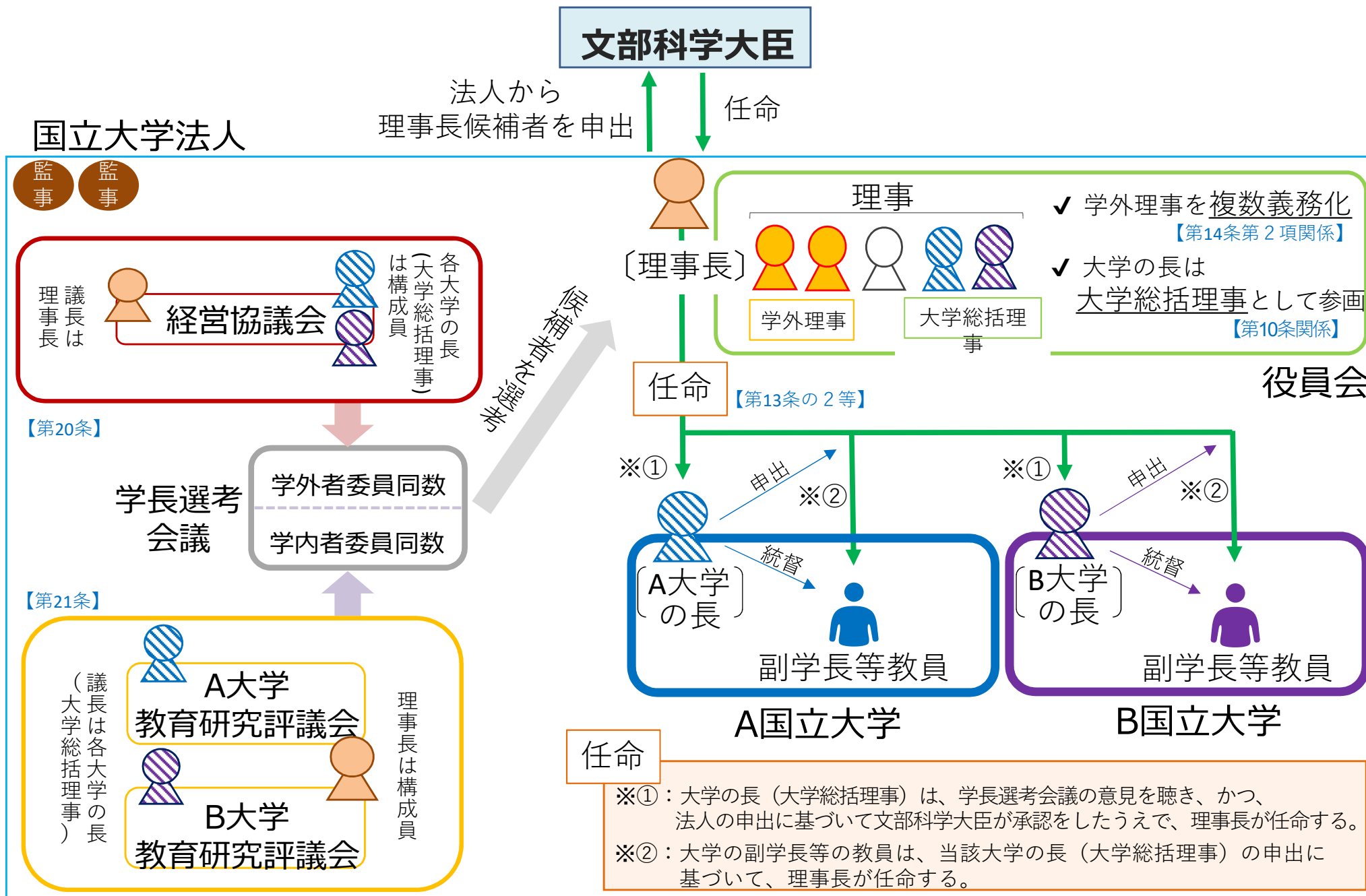
■ 法人の長：法人を代表する者

■ 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者

国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長」と整理
学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

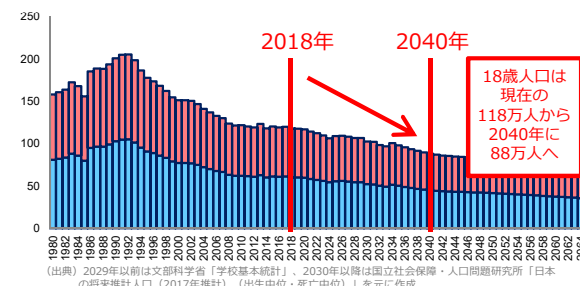
※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

複数の大学を置き、全ての大学に法人の長とは別に大学の長を置く場合



Society5.0の実現に向け、学長のリーダーシップに基づくスピード感のある経営改革を実行

- 国立大学を取り巻く環境の大きな変化**
 - 18歳人口は今後大幅に減少していくことが予想され、高等教育機関の在り方に大きな影響
 - Society5.0 (超スマート社会) に向けた「資本集約型経済」から「知識集約型経済」への変化
- 国立大学の果たすべき役割は拡大**
 - 社会、経済が大きく変化する中、**更なる国立大学改革を実行することにより**、国立大学の機能を最大化し、社会の期待に応えることが必要



学長の経営改革構想の実現加速を支援

支援対象①

大学間連携や産学連携の推進等による地域イノベーションの創出等に取り組む国立大学法人【継続分+新規4件程度】

新たに支援する取組のイメージ

- ▶ 地域の中核大学が**特定の分野にリソースを大胆に集中し、研究の強み・特色を大幅に強化**するとともに、当該分野における**地域内及び国内外の企業との大型共同研究を実施**し財務基盤を強化することで資金の好循環を実現する取組



- ▶ **法人統合等**により、**これまでにない異分野融合型の教育研究、及び産学連携機能の強化、業務の効率化等**を実現する取組

支援対象②

世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学法人【継続分+新規2件程度】

- (i) 指定国立大学法人
- (ii) 第4期に世界最高水準の教育研究の展開を目指す国立大学法人

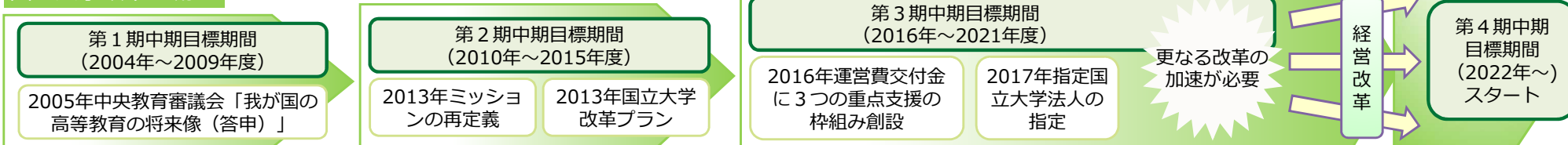
新たに支援する取組のイメージ

- ▶ 世界最高水準の教育研究の展開に向けて**大学院改革**を大胆に進めるなど**全学的な組織改革**を実現するとともに**リソースの重点投資による研究力の飛躍的向上と産学連携体制の抜本的強化による戦略的外部資金の獲得増**により経営改革を実現する取組



※各大学の学長裁量経費や外部資金と連動することで学長のリーダーシップに基づく改革を加速的に実現

国立大学改革の流れ



平成30年度 国立大学経営改革促進事業（国立大学改革強化推進補助金）申請及び採択一覧

① 地域イノベーションの創出等に取り組む国立大学法人			② 世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学法人		
通し番号	大学名	経営改革構想名	通し番号	大学名	経営改革構想名
①	小樽商科大学 帯広畜産大学 北見工業大学	北海道内国立大学法人の経営改革の推進	7	北海道大学	知のフロンティアを切り拓きイノベーションとその社会実装を先導する研究大学として開花するための経営改革
2	弘前大学 岩手大学 秋田大学	北東北3大学（弘前、岩手、秋田）連携による戦略的・効率的な教育研究機能の強化	⑧	東北大学	創造と変革を先導する大学～世界から尊敬される三十傑大学を目指して～
3	静岡大学 浜松医科大学	地域の知の拠点としての機能強化のための静岡県の国立大学将来構想	⑨	筑波大学	学際性・国際性に秀で、体育、芸術分野を持つ総合大学としての独自性を活かし、絶えず新たな学問分野を切り拓く研究大学の実現を目指した経営改革の加速化
④	名古屋大学 （岐阜大学） ※②にも記載	マルチ・キャンパスシステムなど新たな国立大学モデルの構築	10	千葉大学	世界最高水準の教育研究の全学的展開を目指した大学経営力強化戦略
5	豊橋技術科学大学 長岡技術科学大学	技科大・高専連携に基づく地域産官学金協創プラットフォームの構築と全国展開による自主的な財政基盤・マネジメントの強化	⑪	東京大学	社会変革の駆動を実現するための安定的かつ自主的な経営基盤の獲得
6	徳島大学	大学間連携に資する共有ICTプラットフォームの構築と運用	12	東京工業大学	卓越した教育・研究による学知の創造と社会実装の好循環を推進する大学経営改革
			13	金沢大学	ナノ生命科学分野を基軸とした大学経営力の抜本的強化に資する“社会とのサーキュレーション”の確立～世界の多様なセクターからの人材集積モデルの構築を起点として～
			④	名古屋大学 （岐阜大学） ※①にも記載	マルチ・キャンパスシステムなど新たな国立大学モデルの構築
			⑭	京都大学	京大流経営改革の推進～指定国立大学法人構想に基づく機能強化～
			15	大阪大学	社会との「共創」による「知」「人材」「資金」の好循環の実現
			16	神戸大学	新たな価値を創造する神戸大学経営改革構想～海・国際・経営～
			17	岡山大学	SDGsへの貢献を柱にした大学経営改革による社会実装拠点・学術研究拠点の形成－「一気通貫」のガバナンス改革と集中投資－
			18	広島大学	ガバナンス強化による世界的な教育研究拠点の構築－「持続可能な発展を導く科学」を实践－
			⑲	九州大学	九州大学ルネッサンスプロジェクト

<公募の概要>

- 支援対象：
 - ①（大学間連携を通じた）地域イノベーションの創出等に取り組む国立大学法人
 - ② 世界最高水準の教育研究の展開が見込まれる国立大学法人
- 事業の期間：最大4年間

<申請状況>

26大学から19件の申請

○ :採択事業(全7事業)
※通し番号4、名古屋大学・岐阜大学の事業は①②の両方に記載

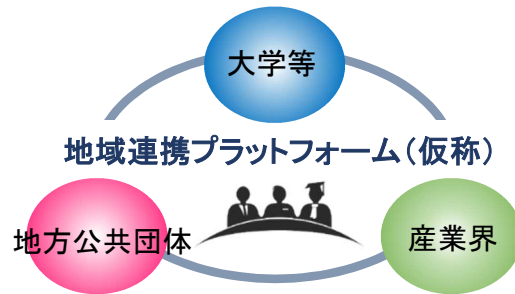
国公私を通じた大学の連携・統合等

【現状認識】

- ✓ それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されていない。
- ✓ 国公立の設置者の枠を越えた大学の連携が進まない。

【検討の方向性】

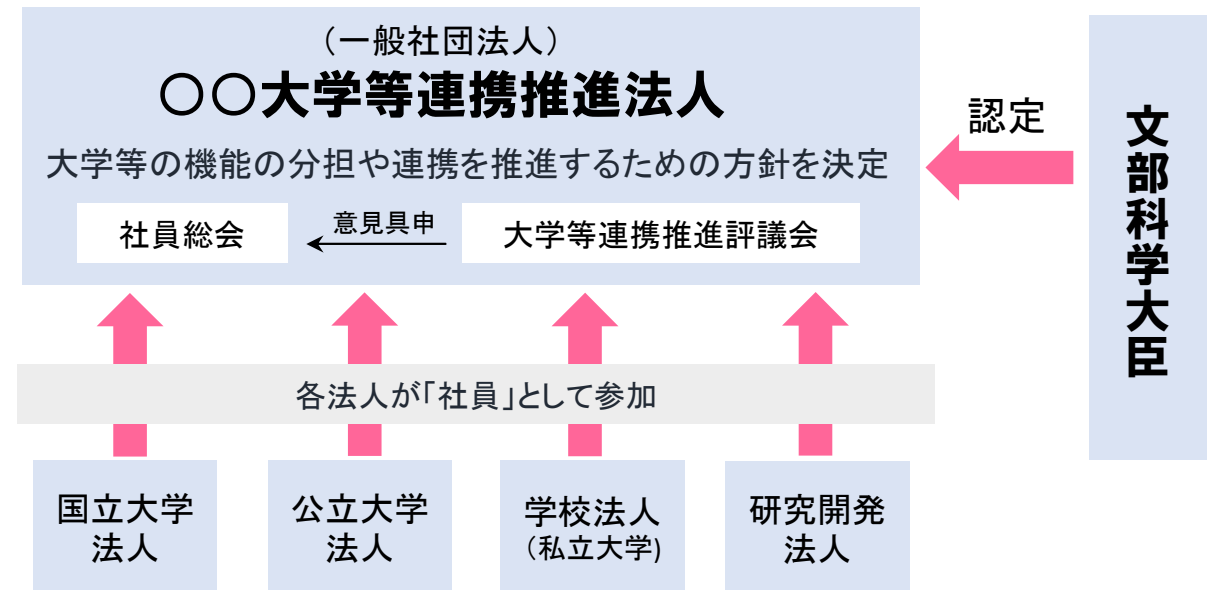
- **「地域連携プラットフォーム(仮称)」**において議論すべき事項について、「ガイドライン」の策定を検討。
- 「地域連携プラットフォーム(仮称)」の在り方の一つとして、国公立の枠を越えた連携を可能とする**「大学等連携推進法人(仮称)」の制度の創設**を検討。(※定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう留意。)



《ガイドラインに盛り込む事項(案)》

- 地域ごとの大学進学率・進学者数等の将来推計
- 地域ごとの特性や産業構造等を踏まえた将来の人材ニーズの見込み
- 将来の人材ニーズに対応した、大学等の規模・分野・配置の在り方(国公立の役割分担、私立大学の公立化の是非の検討等を含む。)
- 国公立の枠組みを超えた連携・統合の可能性
- 卒業生の地元定着を促進するための教育プログラムや産業界とのマッチング
- 18歳学生だけではなく多様な学生の受入れ
- 地域の教育、研究、文化拠点としての役割等

大学等連携推進法人(仮称)イメージ



- ✓ 各大学の強みを活かした連携により、地域における高等教育を強化
- ✓ 参加する大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を推進
(教養教育における連携や事務の共同実施、教職員の人事交流などを想定)